

横浜市週休 2 日工事实施要領

制 定 令和 2 年 10 月 13 日

最近改定 令和 8 年 7 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担
い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休 2 日の適用を発注者が指定する工
事（以下、「週休 2 日工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。ただ
し、緊急随意契約による災害復旧工事等は対象外とし、港湾関係の土木工事に関しては、別に
定める。

(対象工事)

第 2 条 原則として、全ての工事を対象とする。

- 2 現場閉所が可能な全ての工事は、現場閉所による週休 2 日工事の対象とする。
- 3 災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事等で現場閉所が馴染まない工事は、交替制によ
る週休 2 日工事の対象にできる。
- 4 現場閉所及び交替制いずれにもより難しい場合は、例外的に適用除外とすることができる。

(週休 2 日の考え方（用語の定義）)

第 3 条 現場閉所による週休 2 日工事の考え方は、次のとおりとする。

(1) 現場閉所による週休 2 日

ア 完全週休 2 日(土日)とは、対象期間の全ての土日に現場閉所を行ったと認められる状態
をいう。

請負人の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員に連絡した上
で、当該週単位内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなすことがで
きる。

イ 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 1 週間のうち 2 日以上現場閉
所を行ったと認められる状態をいう。1 週間が月をまたがる場合は、前月に含めるものと
する。

現場閉所予定日に作業を行う場合は、当該現場閉所予定日の前後 28 日以内かつ当該月単
位内に振替で現場閉所を行うことにより現場閉所したものとみなすことができる。

ウ 通期の週休 2 日とは、対象期間の全ての週において、1 週間のうち 2 日以上現場閉所
を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所予定日に作業を行う場合、当該現場閉所予定日の前後 28 日以内に振替で現場閉

所を行うことにより現場閉所したものとみなすことができる。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。降雨、降雪や猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 対象期間

現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始する日）から現場完成日（現場で作業を完了する日）までの期間をいい、現場着工日の曜日から6日後の曜日までを1週間とし、7日に満たない週は含めない。夜間工事で日をまたがる場合は、先日の曜日に含めるものとする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が対象外としている内容に該当する期間等については、その都度、受発注者協議し、対象期間から除くことができる。

＜発注者が対象外としている内容の例＞

災害対応、監督員による緊急・応急的な指示、夏の暑さ対策による施工日変更

2 交替制による週休2日工事の考え方は、次のとおりとする。

(1) 交替制による週休2日

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日の確保を行ったと認められる状態（週単位の休日率が全て28.5%以上）をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休の休日確保を行ったと認められる状態（月単位の休日率が全て28.5%以上）をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休の休日確保を行ったと認められる状態（休日率が28.5%以上）をいう。

(2) 対象となる技術者及び技能労働者

施工体制台帳に記載されている請負人及び下請企業の技術者及び技能労働者を対象とする。

(3) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。従事期間とは、技術者及び技能労働者が現場作業を開始する日から現場作業を終了する日をいう。夜間工事で日をまたがる場合は、前日に含めるものとする。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が7日未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。ま

た、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が対象外としている内容に該当する期間等については、その都度、受発注者協議し、対象期間から除くことができる。

＜発注者が対象外としている内容の例＞

災害対応、監督員による緊急・応急的な指示、夏の暑さ対策による施工日変更

※年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(4) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数の割合を百分率で示したものと、次式で算出したものとする。

$$\text{休日数の割合 (\%)} = \frac{(\text{技術者及び技能労働者の対象期間内の休日数})}{(\text{技術者及び技能労働者の対象期間内の総日数})} \times 100$$

$$\text{休日率 (\%)} = \text{対象となる技術者及び技能労働者の休日数の割合 (\%)} \text{の平均}$$

休日数の割合及び休日率は、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位とする。

降雨、降雪や猛暑等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

月単位の休日率は、「対象期間内」を「当該月内」と、週単位の休日率は、「対象期間内」を「当該週内」と読み替えて準用する。

(工期の変更)

第 4 条 請負人は、当該工事の契約工期の中で週休 2 日を確保するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更はできない。ただし、請負人の責によらず工期に遅れが発生した場合、週休 2 日の確保を考慮した工期延期により達成を目指す。工期延期が難しい場合は、受発注者間で協議して必要最小限の期間を対象期間外とすることができる。請負人は現場閉所の対象期間外となった場合も技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(実施方法)

第 5 条 現場閉所による週休 2 日工事の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 工事発注時

発注者は、現場説明書に当該工事が現場閉所による週休 2 日工事である旨を記載する。

(2) 工事契約から現場着工まで

ア 発注者及び請負人は、週休２日の取組に係る成績評定への反映について、事前確認すること。

イ 請負人は、週休２日の実施について検討し、法定休日・所定休日など現場閉所予定日を記載した施工計画書を監督員に提出する。現場閉所による週休２日が困難である場合、施工計画書とあわせて監督員に通知することにより、交替制を選択することができる。

(3) 工事施工時

ア 請負人は、技術者及び技能労働者に対し、週休２日で施工することについて十分説明したうえで理解を得るものとする。

イ 請負人は、現場閉所を行う場合は、事前に監督員へ連絡するものとする。ただし、施工計画書及び工程会議等により監督員が事前に把握している場合は連絡不要とする。

ウ 請負人は、前月の休日取得実績については当月の１６日までに、監督員に休日取得実績書を提出する。最終月については、工事の完成等の時期が明確になった後速やかに報告する。

エ 監督員は、休日取得実績書及び必要に応じて作業日報等の提示により、現場閉所の実績を確認する。

オ 請負人は、週休２日工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

週休２日工事（現場閉所）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日に取り組む週休２日工事（現場閉所）です。

発注者：横浜市〇〇局

請負人：〇〇〇建設㈱

(4) 対象期間が７日未満の工事、管内一円工事及び土日休工が仕様書等で条件になっている工事の場合

対象期間が７日未満の工事、管内一円工事及び土日休工が仕様書等で条件になっている工事は、(3)を省略することができるが、監督員は休日取得の実績について提出を求めることができる。

2 交替制による週休２日工事の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 工事発注時

発注者は、現場説明書に当該工事が交替制による週休２日工事である旨を記載する。

(2) 工事契約から現場着工まで

請負人は、交替制による週休２日の実施について検討し、法定休日・所定休日などを記載

した施工計画書を監督員に提出する。検討の結果、現場閉所による週休2日が実施可能な場合、施工計画書とあわせて監督員に通知することにより、現場閉所を選択することができる。

(3) 工事施工時

ア 請負人は、技術者及び技能労働者に対し、週休2日で施工することについて十分説明したうえ、理解を得るものとする。

イ 請負人は、前月の休日取得実績を当月末までに、監督員に対象となる技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表の提出により報告する。最終月については、工事の完成等の時期が明確になった後速やかに報告する。

ウ 監督員は、技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表及び必要に応じて作業日報等の提示により、休日確保状況を確認する。

エ 請負人は、実施工事について、週休2日工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事（交替制）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日に取り組む週休2日工事（交替制）です。

発注者：横浜市〇〇局
請負人：〇〇〇建設㈱

（工事成績評定への反映）

第6条 工事成績評定への反映は、以下のとおりとする。ただし、対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、土日休工が仕様書等で条件になっている工事及び当初契約時の請負金額が500万円未満の工事については、工事成績評定への反映の対象外とする。

(1) 現場閉所による週休2日工事

完全週休2日（土日）を達成した場合は加点（1.4点）し、月単位の週休2日を達成した場合は加点（1.0点）を工事成績評定の創意工夫において行う。これらの加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。

また、通期の週休2日の達成が未達成の場合は減点（1.0点）を同様に行う。

(2) 交替制による週休2日工事

完全週休2日交替制を達成した場合は加点（1.4点）し、月単位の週休2日交替制を達成した場合は加点（1.0点）を工事成績評定の創意工夫において行う。この加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。

また、通期の週休 2 日交替制の達成が未達成の場合は減点（1.0 点）を同様に行う。

（留意事項）

第 7 条 発注者は、週休 2 日を前提に、工事の内容、規模、施工方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数と、休日、準備・後片付け期間、猛暑日（WBGT 指数）も踏まえた天候等の工事が困難な日数を、適正に考慮した工期設定に努めるものとする。

2 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中に作業が発生するような指示等を行わない。

3 監督員における現場閉所状況、または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

4 その他、積算基準等で規定がある場合は、その規定に従うものとする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和 8 年 7 月 13 日から施行し、土木工事標準積算基準、下水道用設計標準歩掛及び水道局土木工事積算基準を用いた工事は設計書適用年版が令和 8 年 7 月 1 日基準の工事から、上記以外を用いた工事は令和 8 年 9 月 29 日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約を締結した工事から適用する。